

お知らせ

介護保険のオンライン申請を開始しました

介護保険に関する一部手続きを、マイナポータル内のぴったりサービスで開始しました。申請方法など詳細は区**QRコード①**をご覧ください。

ぴったりサービスとは

国が運営するマイナポータル(行政手続きのオンライン窓口)のサービスの一つです。区役所に出向いて手続きしていた申請や届け出を、スマートフォンやパソコンから電子申請することができます。利用にはマイナンバーカードが必要です。

オンライン申請に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②同カードの英数字6文字以上の署名用電子証明書用暗証番号
- ③各手続きに必要な添付書類(区**QRコード①**参照)
- ④パソコン・タブレットからの申請=ICカードリーダライタまたはマイナポータルアプリをダウンロードしたスマートフォン
- ⑤スマートフォンからの申請=マイナポータルアプリをダウンロード

**オンラインで受け付けする手続き(代理で申請できる場合あり)**

- ①要介護・要支援認定(新規・更新・区分変更)の申請
- ②住所移転後の要介護・要支援認定の申請
- ③居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
- ④高額介護(予防)サービス費の支給申請
- ⑤介護保険負担限度額認定の申請
- ⑥居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
- ⑦居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
- ⑧介護保険負担割合証の再交付申請
- ⑨被保険者証の再交付申請

問①②介護保険課認定審査係(☎5722-9842)、③～⑧介護保険課介護保険給付係(☎5722-9847)、⑨介護保険課介護保険資格・保険料係(☎5722-9845)。いずれも区**5722-9716**

講演・講習**区内在住の高齢のかた対象****スマートフォン教室・相談会****スマートフォン教室(申し込みが必要)**

スマートフォンの操作方法を、4回にわたり学習します。回ごとに前回の復習を行い、聞きたい内容を当日のうちに質問することもできます。スマートフォンを持っていないかたには貸し出しも行います。

日時(全4回)	会場	定員
7年1月15日～2月5日の毎週水曜日 ①9:30～12:00②13:30～16:00	烏森住区センター (上目黒3-44-2)	各10人
7年1月16日～2月6日の毎週木曜日 ③9:30～12:00④13:30～16:00	原町住区センター (南1-8-9)	(抽選)

内用語や注意点、地図機能やメールの使い方、写真・動画の撮影方法、二次元コードの読み取り方、LINEの活用方法ほか

申電話、ハガキ(スマートフォン教室と明記の上、希望日時①～④のいずれか、住所、氏名(ふりがな)、電話、スマートフォン貸し出し希望者はその旨を記入)で、11月27日(必着)までに、DX戦略課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9245)へ(抽選結果は12月17日頃に通知)

スマートフォン相談会(申し込み不要・先着)

スマートフォンの使い方に関する疑問や不安を解消するための個別相談会です。希望者は当日会場へお越しください。

時7年1月28日(火)9:00～16:00(12:00～13:00を除く。1人30分程度)

場総合庁舎本館1階D会議室

問DX戦略課(☎5722-9245、区**5721-7810**)

お知らせ

後になって困らないために 介護保険料を納めましょう



災害など特別な事情がない状態で介護保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用する時に、自己負担の割合が大きくなることがあります。

保険料を納めないと

納期限が過ぎると 督促状をお送りします。

1年以上滞納すると

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。
その後、申請により保険給付分が支払われます。

1年6ヶ月以上滞納すると

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になり、申請により戻る予定の保険給付分は滞納保険料を納付するまで、一時的に差し止められます。その後も滞納保険料の納付がない場合は、差し止められた保険給付分から滞納保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

介護保険料は時効により納めることができなくなります。
時効となった保険料がある場合、その期間に応じて介護サービス利用料の自己負担が3割または4割に引き上げられ、高額介護(予防)サービス費などが受けられなくなります。また、滞納期間が長いほど、自己負担の引き上げ期間が長くなります。

過年度分の保険料に未納があるかたに、11月21日から納付書(催告書)を順次発送する予定です。期限までに支払いが困難な場合は、納付相談も行っています。早めにご相談ください。
※納付相談などをされているかたには納付書を送らない場合があります

問介護保険課介護保険資格・保険料係
(☎5722-9845、区**5722-9716**)

意見募集

実施計画改定素案に ご意見をお寄せください



基本計画(区の政策に係る全分野の中長期の総合計画)が示す区の方向性や考え方を踏まえて、必要となる取り組みを具体的に表した実施計画を改定します。このたび素案がまとまりましたので、ご意見をお寄せください。

意見提出方法

書式は問いませんが、区**QRコード③**、郵送・FAX(実施計画改定素案への意見と明記の上、住所・氏名(団体は所在地・団体名・代表者名)、在勤・在学者は所在地・名称を記入)で、12月16日(必着)までに、企画経営課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、FAX**5722-6134**)へ。いただいたご意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめて公表します(原文、氏名などは公表しません)。

問素案(全文)は、11月15日～12月16日に、総合庁舎本館4階企画経営課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター、図書館で配布するほか、区**QRコード③**でご覧になれます。

問企画経営課(☎5722-9106、区**5722-6134**)

**実施計画改定素案の内容を踏まえて
財政計画素案を作成しました**

中長期的な見通しを持って計画的な財政運営を進め
るため、7～11年度の5カ年の財政計画素案を作成しました。素案は区**QRコード④**からご覧になれます。

問財政課(☎5722-9137、区**5722-6134**)